

# 資料1

## 処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

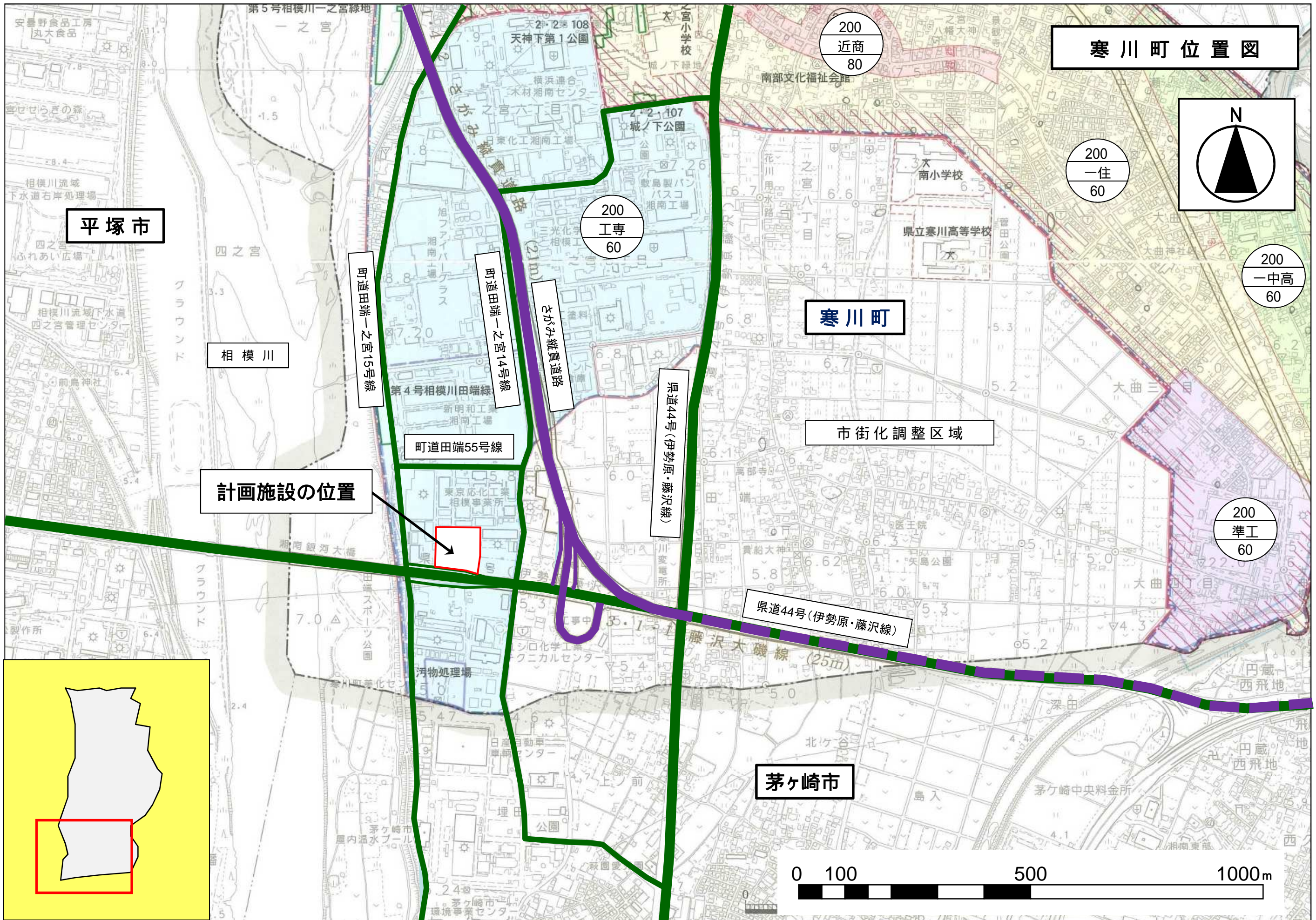
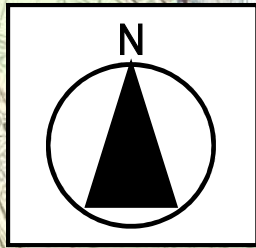
処理施設の内容	一般廃棄物処理施設	
位 置	高座郡寒川町田端1,590の4	
敷地面積	9,277.37 m <sup>2</sup>	
地域地区等	工業専用地域（建蔽率60%、容積率200%）	
施設 の 概 要	構 造	鉄骨造2階建て（工場事務所棟） 鉄骨造平家建て（受入保管庫）
	主 要 用 途	その他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）
	建 築 面 積	3,996.47 m <sup>2</sup> （一般廃棄物処理に係る部分）
	延 べ 面 積	4,213.50 m <sup>2</sup> （一般廃棄物処理に係る部分）
	処 理 内 容	一般廃棄物のばいじんのコンクリート固形化
	処 理 能 力	コンクリート固形化施設 28.8 t/日 （8時から17時 8時間稼動）
	対 象 地 区	未定
	最終処理方法	一般廃棄物の排出自治体が指定する方法
	計 画 車 両	10t車以上 6台/週（搬入出計）
	建 築 主	住所 神奈川県高座郡寒川町田端1,590番地4 氏名 エコマックス株式会社 代表取締役 高野 亮

理 由： 有害な汚泥をコンクリート固型化処理するため、昭和60年度に建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けた、産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物において、新たに一般廃棄物のばいじんを受け入れて、コンクリート固型化処理を追加して行う計画とするものである。

一般廃棄物処理施設については建築基準法第51条の規定により、原則、都市計画においてその施設の位置を決定することとされているが、本施設は民間事業者が運営するものであり、都市施設としての恒久性の担保が困難であり、都市計画においてその敷地の位置を決定することができないことから、特定行政庁の県が同条の規定に基づき、寒川町都市計画審議会の議を経て許可しようとするものである。



# 寒川町位置図



平塚市

相模川

計画施設の位置

寒川町

市街化調整区域

県道44号(伊勢原・藤沢線)

茅ヶ崎市

0 100 500 1000m

